

議案第 6 号

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 1 6 日提出

大牟田市長 関 好 孝

大牟田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大牟田市附属機関設置条例（平成 2 5 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大牟田市新大牟田駅産業団地産業用地工場等立地事業者審査委員会の項の次に次のように加える。

大牟田市 企業競争 力強化促 進補助事 業審査委 員会	大牟田市企業競争力強化促進補助金の交付の対象となる事業の認否について審査すること。	5 人	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) その他市長が適当と認める者	2 年	産業経済部
--	---	-----	---	-----	-------

付 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

大牟田市企業競争力強化促進補助事業審査委員会を設置するに当たり、条例の一部改正を行うもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。